令和7年度

国の予算・制度等に関する要望

1　品確法の再改正について

令和元年6月、公共工事の品質確保に関する法律（以下「品確法」と言う）が改正され、第7条第5項に「国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するように努めなければならない。」という規定が追加されました。本法改正を受け、令和3年1月に厚生労働省から発せられた「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」には、予定価格の適切な設定などが盛り込まれました。さらに、令和5年4月のガイドライン改正では最新の労務単価の活用などビルメンテナンス業務の契約の適正化について踏み込んだ言及がありました。

このように、ビルメンテナンス業務に関する言及を着実に強化いただいたことに感謝いたします。一方、品確法はその名称のとおり、あくまでも公共工事の品質確保を目的としたものであり（第1条）、ガイドラインだけではビルメンテナンス業の位置づけが確固なものとなったとは言えません。

つきましては、品確法を再度改正の上、条文上にビルメンテナンス業務に関して明記いただきたい。

2　適切な契約の実現について

（1）適正価格による契約について

昨年11月29日に内閣官房と公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が示され、総論には「①ビルメンテナンス業及び警備業」を含む「6業種が特にコストに占める労務費の割合（以下「労務費率」という。）の高い業種であった」との記載があります。

また、昨年8月31日、総務省自治行政局行政課長から各都道府県や区市町村等の契約担当に対し、「最低賃金額の改定に伴うビルメンテナンス業務に関する契約金額の変更について」という通知が発出され、「今後、最低賃金額が引き上げられた場合や、これらの状況を踏まえた受注者からの契約金額の見直しの申出があった場合には、（中略）適切な価格により単価を見直すことにより契約金額を変更することを検討するよう」依頼されています。一方、こうした通知にもかかわらず、官公庁契約における年度途中又は長期継続契約期間途中での契約額の変更は、受注者側から働きかけても「予算がない」などを理由に、なかなか認めていただけておりません。

PFI事業及び指定管理者制度においては、物価変動の影響による費用の増減リスクをスライド条項として契約書に入れ、委託費の見直しを行うケースがあります。同方式を市場化テスト「官民競争入札」にも適用し、契約期間内での資材費や労務費の上昇分を反映させる必要があると考えます。

維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保のため、公共工事同様に建築保全業務労務単価の活用を徹底いただくとともに、標準契約書における長期継続契約でのスライド条項適用や運用基準の策定等の制度改正をお願いしたい。

（2）厚生労働省による調査と公表の継続について

総務省・財務省・国土交通省では「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続きに関する実態調査の結果について」を毎年調査し公表しております。

厚生労働省は、令和4年6月2日付で「ビルメンテナンス業務に関する発注関係事務の実施状況調査結果」を公表いただいており、また令和5年度委託事業として「ビルメンテナンス業務の発注事務に関するマニュアル等作成事業一式」にて、実施状況の調査を行っているとの回答をいただきました。

調査状況の公表とマニュアル作成について迅速なご対応をお願いしたい。

（3）エコチューニング認定制度の促進について

令和3年5月26日、改正地球温暖化対策推進法が成立、2050年に温暖化ガス排出を実質ゼロとする方針が明記されました。また、本年2月に環境配慮契約法基本方針の変更が閣議決定され、「エコチューニング」が明確に位置付けられ、「建築物の維持管理契約に係る契約に当たっては、エコチューニング等を活用し、エネルギー消費量等のデータ計測・分析及び分析結果を反映した運用改善を実施事業者に求めるものとする」とされました。

令和6年度要望に対する回答では、今後は優良事例の収集・共有等によりエコチューニング活用を含めた環境配慮契約の推進に取り組んでいくとのお話でした。一方、地方公共団体等には未だ充分浸透していないケースも見受けられます。

引き続き、基本方針が徹底されるようお取り計らいいただきたい。

（4）全省庁統一資格付与点数表の見直しについて

各省庁の入札参加資格である「全省庁統一資格」における等級算出のための付与点数は、この間わが国の社会経済状況が大きく変化しているにもかかわらず、策定以来20年以上にわたり見直しされていません。

令和6年度要望の回答では、厚生労働省、財務省、内閣官房／内閣府、デジタル庁からそれぞれ回答をいただきましたが、全省庁共通して「各府省の申し合わせの基準により運用しているものであるため、見直しへの回答が困難である」となっており、内閣官房／内閣府からは「政府調達（公共事業を除く）手続きの電子化推進省庁連絡会議」により決定する必要があるとのご回答をいただきました。

一方、令和6年6月21日、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、国と地方が共通利用できるデジタル基盤の整備・運用の中で、国と地方が協力して共通システムを開発し、それを幅広い自治体が利用する仕組みを広げていくことが重要であり、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に取り組むと明記されており、当該決定の好機と考えます。

策定以来20年以上変更されていない全省庁統一資格付与点数表の見直しに向けて、速やかに当該連絡会議にお諮りいただくとともに、見直した付与点数を基に新たなシステム構築を進めていただきたい。

3　その他の制度改正

ビルメンテナンス業は労働集約型の業態であり、人件費比率が高いという特色があります。また、高齢者、女性、障害者の雇用によって社会的貢献をしております。一方、中小企業中心の業界であるため、社会保険適用拡大により経営は大きく影響を受けております。よって、以下の制度改正について要望します。

（1）短時間労働者の社会保険適用拡大について

社会保険適用拡大対策として令和5年10月から「年収の壁・支援強化パッケージ」の取組みをいただいておりますが、手続きの煩雑さや労働者への説明や理解を得るための人的コストへの負担が大きいものであります。

年収の壁と言われる金額の引上げを行うことで人手不足の解消を行うか、又は補助金制度の手続きの簡素化及び労働者への周知を実施していただきたい。

（2）障害者雇用への支援策について

障害者の法定雇用率は現在、従業員43・5人以上の企業において2・3％ですが、2024年4月以降段階的に引き上げられ、2026年7月からは従業員37・5人以上の企業は2・7％以上となります。

当業界は、特別支援学校と連携し、生徒向けに就労に向けた講習会を実施するなど、障害のある方々の働きやすい職場環境づくりに努めてまいりました。知的障害者を雇用する場合は必ずサポーター（補助者）の配置が必要となりますが、一般競争入札における最低入札金額の落札額では、サポーター配置の経費を見積もる余地がありません。

障害者雇用を名実ともに促進するため、サポーター配置経費を含めた契約案件の試行をお願いしたい。

（3）ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験について

外国人雇用の拡大のため、ビルクリーニング分野にも特定2号を認めていただき誠にありがとうございます。しかし、本年5月に実施された第1回試験の結果は合格率10・0％とかなり低くなっており、人手不足対策にはなりえない状況となっています。専門的内容を問う日本語の問題文が外国人には難しすぎるのではないかとの指摘も側聞しています。

人手不足策解消となりえるような実効性のある評価試験とするよう、見直しをお願いしたい。

東京ビル政連の動き

令和6年8月～11月

〔8月29日〕参議院議員 丸川珠代　昼食勉強会
〔8月29日〕都議会3会派予算要望ヒアリング
〔9月9日〕衆議院議員 高木けい　政経セミナー
〔9月10日〕参議院議員 橋本聖子　国政報告会
〔9月11日〕都議会自民党BM政策研究会・東京都財務局との意見交換会
〔10月12日〕都議会議員 伊藤しょうこう　第5回伊藤しょうこう都政報告会
〔11月1日〕自民党都連国要望聴取会